

令和8年7月1日策定

多治見市公共施設トイレ整備指針

この指針は、本市の市有施設におけるトイレの便器数等の基本的な整備基準を定めることにより、施設利用者の待ち時間の縮減及び快適な利用環境の確保を図ることを目的とする。

1 この基準を適用する施設

市有施設のうち、不特定多数の者が利用し、かつトイレ利用の集中により行列が生じるおそれがある施設に適用する。

2 トイレ整備の基準

1に類する施設の新築又は大規模改修をする場合は、次の基準を適用する。

- (1) 男女でトイレの待ち時間に差がある状況の改善に向けて、原則として、女性便器数を男性便器数以上とする。
- (2) バリアフリートイレのほか、家族など異性による介助同伴が必要な者や性的マイノリティ等の利用に配慮した便房の設置を検討する。

3 基準適用の考え方

- (1) 面積的・予算的な制約があることを踏まえ、中長期的な視点で、実現可能な取組から順次実施するものとする。
- (2) この基準が適用されない施設についても、トイレの整備を行う際には、可能な範囲で本基準の趣旨に適合するよう努めるものとする。

4 この基準の取扱い

公共施設等整備検討委員会において、施設の規模、構造、利用実態、整備費用その他の条件を勘案して整備を検討する。